

長期再解析推進懇談会運営要領

気象庁は、異常気象の監視、季節予報の精度向上とともに地球温暖化の監視能力向上への貢献等を目的として、全球長期再解析を実施する。この業務の円滑な推進を図るため、下記により長期再解析推進懇談会（以下「懇談会」という。）を運営する。

記

（任務）

- 1 懇談会の任務は、次のとおりとする。
長期再解析の実実施計画、進行状況、計算結果や検証結果などの報告に基づいて技術的な議論を行い、データ評価及びデータ利活用等についての総合的な検討・助言を行う。

（活動成果の取りまとめ）

- 2 懇談会で行った活動の成果は、必要の都度、懇談会が取りまとめる。

（委員）

- 3 懇談会は、大学や研究機関等の専門家で構成する。

（会長）

- 4 懇談会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 5 会長は、懇談会の議事運営を行う。

（委嘱）

- 6 委員は、気象庁情報基盤部長が委嘱する。

（任期）

- 7 委員の任期は、原則として2年を超えないものとする。ただし、再任は妨げない。
- 8 任期途中に退任した委員の後などに新たに委員を委嘱した場合の任期終了日は、在任の他の委員の任期終了日と合わせるものとする。

（招集）

- 9 懇談会は、必要に応じて会長の要請に基づき気象庁情報基盤部長が招集する。
- 10 会長は、懇談会の運営上必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を気象庁情報基盤部長に求めることができる。

（事務局）

- 11 懇談会の事務局は気象庁情報基盤部数値予報課に置く。

（細目的事項）

- 12 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長の同意のもと気象庁情報基盤部長が定める。

（付則）

本運営要領は、平成31年1月23日から実施する。

平成31年1月23日 制定

令和2年12月17日 一部改正（気数第8号）